

中小企業基本法上の「中小企業者」の定義

業 種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時雇用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※ 遊興施設、飲食店、遊戯施設はサービス業

次の業種は以下のとおり

業 種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時雇用する 従業員の数
製造業:⑤ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
サービス業:⑥ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業:⑦旅館業	5,000万円以下	200人以下